

平成23年度第3回二宮町下水道運営審議会会議録

日時 平成23年11月17日（木）午後2時～4時
場所 町民センター（旧社会福祉センター）2階 2Bクラブ室
出席者 小澤宜男会長、古澤正平副会長、原富士徳委員、脇直一委員、小宮進委員、永瀬文雄委員、深見直美委員、宮本由美子委員、松尾武保委員、添田米美委員
欠席者 岩倉正枝委員、
事務局 都市経済部長、下水道課長、業務班副主幹、工務班副技幹、業務班主事
傍聴者 1名

1. 開 会（課長）

定刻になりましたので始めさせていただきます。

司会を担当します下水道課長の成川です。よろしく申し上げます。

お手元の次第に添って進めさせていただきます。

本日の出席委員は、定数11名中、10名のご出席をいただいております、下水道運営審議会条例の規定により、半数以上の出席ですので、本日の会議は成立しております。

ただ今より、平成23年度第3回下水道運営審議会を開催させていただきます。

会議に入る前に、審議会の傍聴についてですが、本日の会議内容は公開して問題あるものではないと思われまますので、入室していただいでよろしいでしょうか。

本日は1名傍聴者がおりますのでよろしいですか。

委員 意義なし。

司 会 それでは、入室していただきますので宜しくお願ひいたします。

それでは初めに、小澤会長よりご挨拶をお願ひいたします。

2. 会長あいさつ

皆さんこんにちは、今日はお忙しいところ、本審議会にお集まりいただきありがとうございます。本日は暖かい感じもしますが、これからますます寒さが厳しくなると思います。皆さん、体調に気を付けていただいで次回の審議会にもご出席いただきたいと思ひますので宜しくお願ひいたします。

司 会 ありがとうございます。

これより、会議の進行は条例の規定によりまして、会長が議長となりますので宜しくお願ひします。

会 長 それでは、式次第によりまして審議をしていきたいと思ひます。

初めに、第1の下水道使用料の改定について、資料の説明を事務局よりお願ひいたします。

事務局 それでは、今回の議題の資料をご説明させていただきます。

本日の資料は、資料1、資料2、資料3、参考資料①、参考資料②の5枚になりますが、最初に、参考資料①、参考資料②を先に説明させていただきます。

参考資料①、参考資料②につきましては、前回の審議会で委員さんより一般会計からの繰入金が減った場合に、一般会計でその減分はどのように使われますか。また、使用料と対象経費の長期的イメージが分かる資料があればという要望(質問)がありました。

その回答として、参考資料①は、一般会計の歳出の予算額と決算額をまとめたものが上段の表です。財政主管課である企画財政課でも、例えば、下水道会計への繰出金が減った額を何費に充てるかは、その時々が必要額等が違うので、何費に充てるのか明言できるものではありませんので、その点は資料として作成するのは難しいと思いました。

そこで、繰入金が一般会計との関係で、どのようになっているのか。参考までに一般会計の歳出を今回、参考として資料を出させていただきます。下水道会計の繰入金は、一般会計では下水道事業への繰出金となり歳出となります。区分の中の7番、土木費の中の一部となります。

この繰出金が一般会計の歳出の中で、どの程度を占めているのかを平成21、22年度は決算額、平成23年度は当初予算額の3か年の合計で見ていきたいと思います。

一般会計の3か年合計で、248億7千5百万円あまり、その中で土木費が44億1千8百万円となり、全体の17.8%を占めています。

その内、下水道事業への繰出金が、いくらあるかを次の表が示しています。

3か年で下水道事業への繰出金が10億3百万円となり、土木費では22.7%、一般会計の歳出の中では4%の割合となっています。

但しその下、参考と書いてありますが、平成22年度の土木費が非常に大きくなっていますが、その要因としては、ラディアン裏の土地の購入費(用地取得費)が18億を超える金額がありましたので、この分を差し引いた金額、これが通常の負担費比率ということでその下に示しています。

土木費全体でラディアン裏の土地購入費(用地取得費)を引いた金額は、26億1千3百万円となり、歳出全体の10.5%になります。下水道への繰出金が、どの程度かという土木費全体38.4%になり、歳出全体では4.3%となります。

参考までに、下水道事業への繰出金の歳出全体に占める割合は、一番上の表の8消防費(3年間で11億5千万)と同じような金額になります。

実際に下水道事業への繰入金(一般会計では繰出金)が減額になった場合は、土木費、民生費、消防費、教育費など、その時に必要に応じた必要な需要額になるかと思えます。以上が参考資料①になります。

次に、参考資料②「使用料対象経費と使用料収入の推計(概算見込)」をお願いいたします。

本来、下水道使用料は向こう3年から5年程度の費用の内、どの程度使用料で回収するかが審議の基本原則ですが、その先を参考までに使用料の対象経費、下水道使用料がどのように推移するかの見通しをイメージで掴めればとのご質問を受け、こちらのグラフを示させていただきました。

まず、棒グラフが使用料の対象経費。下の色の濃い棒グラフが維持管理費。上段・縦棒の色の薄いグラフが使用料の対象となる元金と利子の償還。それらの経費合計が一番上の折れ線グラフ（使用料対象経費合計）です。

中ほどにある使用料収入・一番下の実線が、現行での使用料単価と有収水量の推移を勘案した使用料収入の線になっています。

その上の①②③は前回、下水道使用料の改定の一つの考え方として示させていただいたもので、①は総務省が経営目標として示している1 m³使用料単価150円、②二宮町と同規模の団体の使用料単価平均144円、③が全国の下水道使用料単価の平均134円、①②③の使用料単価の時に同じ有収水量で、どの位の収入になるかを示した折れ線グラフになっています。グラフはこれからの整備の状況、掛かる金額等によって違ってくるものがありますが、今現在の状況、実績等を勘案して費用と有収水量を推測しています。有収水量については、接続の増と人口減少等を勘案したグラフとしています。

平成32年度までは、第1回会議で平成22年度までの下水道事業の下水道使用料の対象経費等の資料を出させていただいております。その数字を使用しています。それ以後42年まで同じ考え方で推測したグラフです。以上が参考資料②の説明です。前回のご質問の回答という意味で先に説明させていただきました。

事務局 補足をさせていただきます。

参考資料②の中で、平成32年の時の経費回収率が現行の使用料単価では47%、①150円では66%、②144円では63%、③134円では59%とあります。右側の平成42年では、それぞれの経費回収率が①81%、②77%、③72%、58%と変化しています。これは資本費であります元金と利子が減っていくため、維持管理費が微増になりますが、資本費が減っていく分、使用料の対象経費が減り、割合としては経費回収率が高くなるということです。

会長 資料①②で、ご質問がありましたらお願いします。

前回、委員の質問で繰入金の使用料の値上げにより減少した時に、福祉費にどの位いくのか。一般会計のどこに、どれだけ配分されるか。分かれば町民に説明がし易いので、資料を作って欲しいとの質問がありました。

質問の主旨に沿っていないかも知れませんが、事務局より説明がありましたように、その時々状況によって割り当てが違ってきますので、繰入金が減少し、その分だけを福祉費にもっていく訳ではなく、その年度によって違ってきますので、若干質問の主旨とは違っていると思いますが、その金額は町の色々なところで執行さ

れる。いずれにしても、土木費の中での合計で 38.4%の繰入金下水道会計に出ていることはこの資料で分かると思います。

委員 参考資料①真中にあります「下水道事業特別会計繰出金の占める割合」繰出金の平成 21 年度から平成 23 年度の金額が 4 百万円、1 千万円と増えていると見てよろしいですね。

それで質問ですが、参考資料②の一番上のグラフ使用料対象経費合計と下の使用料収入のグラフがありますが、例えば、現行ラインと使用料対象経費合計ラインとの差額が一般会計繰出金になるという理解でよろしいか。

事務局 一般会計繰出金の内、一部がこの差額になります。この差額は原則として一般会計繰入金が充当されています。

委員 これは数字ではないのですが、例えば下の横軸のメモリが平成 22 年から平成 26 年まで収入が右に上がっている。合計経費は角度が鋭く上がっているということは、平成 32 年度頃までは開きが大きくなっていくので、繰出金若しくは繰入金が増えて行く見方をしてよろしいか。

事務局 はいそうです。

会長 よろしいですか。では資料 1 の説明をお願いします。

事務局 資料 1 の説明をいたします。

資料 1 の上段の表ですが、前回の資料の 4 頁にありました「使用料収入の対象経費」を再掲させていただきました。今回は使用料を現行と改定案①②③に変えた場合に、どの程度使用料収入が増加するかを表にしています。

上段の表を基にして、下のグラフに金額をまとめています。まず、棒グラフは全体の支出について、維持管理費と資本費それぞれの金額になり、合計が使用料対象経費 100%となっています。これが上段の表の合計欄の数字、3 年間で対象経費となります。

その右隣、現行で使用料単価の場合に回収率 47%。使用料としては、6 億 2 千 3 百万円あまりの収入を見込んでいますが、不足分は繰入金 6 億 8 千 7 百万円あまりになるものです。

その隣に③134 円、②144 円、①150 円、前回から示している改定 3 案のそれぞれの使用料単価が変更になった場合の回収率です。点線部分で挟まれている部分が使用料の現行からの増額分です。1 番上の繰入金が減少する、抑制されることとなります。

以上が資料 1 の対象経費と改定を行った場合の差が、どの位になるかを示させていただきました。

次に、資料 2 に移ります。平成 22 年度下水道使用料の実績を基にして二宮町の下水道使用料の現状を表しています。

使用料の調定件数とは、下水道使用料は水道の点検（検針）で、その時の水道の

使用量で使用料が決まる制度になっています。一般家庭では2ヶ月に1度の点検(検針)を水道局に委託して行っています。

調定件数 37,812 件は、箇所数ではなく、1 箇所・年間6回の検針ですので、6 回×対象件数が一つの目安になります。

1 番上のグラフの調定件数ですが、水道の点検(検針)が、どの位になるかを下水道の料金区分に応じて水量と件数をまとめたものです。0~16 m³、基本料金の部分が 6,132 件、17~40 m³ 14,431 件同様に、41~60 m³、61~80 m³と料金区分で分けています。

カッコ内の箇所数は、目安、参考に見ていただきたい。同じ世帯でも、その月々で使用量が変わりますので、同一世帯が同じ階層に常にある訳ではありません。

例えば、17~40 m³ 14,431 件を年6回で割ってもらおうと接続されている一つの目安になります。

平成 22 年度の接続世帯数(家庭・事業所)の 6,600 箇所にはならないので、目安として示させていただいています。基本料金の部分で収まる世帯が約 1,100 箇所、次の階層が一番多い 17~40 m³ 2,500 箇所、41~60 m³ が 1,800 箇所というように、実際に接続されている箇所の目安になります。

次の有収水量につきましては、下水道使用料の料金収入の基になる使用量が、どのようになっているかを実績から求めています。

上の表(調定件数)では、17~40 m³の階層が一番多くなっていますが、点検の水量の積み上げでは、41~60 m³の階層の割合が多くなっています。この水量を調定件数で割ると、1 件当たりの使用量の平均になります。

下水道使用料につきましても、それぞれの料金ごとに振り分けています。必ずしも同一世帯が同じ階層に常にある訳ではありませんが、1 回ごとの振り分けでの料金の分布図ということで参考にさせていただきたい。これを見ると、基本料金の部分に居られる方が、件数では全体の 16%になっているが、料金の収入では 5%を下回っている。必ずしも件数と使用量と料金が比例していることではありません。

資料 3 をお願いします。

資料 3 の表は、資料 2 の件数の中で一番多いのが 60 m³までの世帯で、割合が二宮町の全体の 8 割でしたので、60 m³までを示させていただいております。

この表の左から経費回収率、使用料単価、改定率になっていますが、経費回収率、現行の 47%から前回案として示させていただいた一番高い回収率 66%までを 1%刻み。対応する使用料単価がいくらか。現行からの改定率がどうなるのか。2 ヶ月当たりの使用料金を単純に改定率の場合にいくらになるのかを示しています。

一例として、30 m³で見方を説明いたしますと、前回示した案①②③の内、仮に案③の場合、経費回収率 59%を目標とした場合では、使用料単価 134 円、改定率 24.1%となり、30 m³の料金は現行 2,786 円(消費税込)が 3,457 円になります。約 670 円の

2ヶ月分の負担の増になります。1ヶ月分では335円の負担増になります。

仮に案①150円。経費回収率66%とした場合には、30m³で2ヶ月分の1,083負担の増、1ヶ月では約500円の負担増になります。

以上で資料1. 2. 3の説明とさせていただきます。

会 長 事務局から資料1. 2. 3の説明がありました。ご質問がありましたらお願いします。

委 員 資料2の調定件数の中で、件数と箇所数の違いをもう一度お願いいたします。

事務局 調定件数とは、実際に水道のメーターを見に行った延べ回数とご理解を願います。例えば、1世帯では1年(2ヶ月1回)で6回点検に行きますので6件になります。1回毎の水道の点検が下水道使用量の算定の基準になりますので件数となっています。

カッコ内については、平成22年度の接続件数が6,600件でしたので、その目安となる分布として箇所をここに表しています。ある事務所若しくはご家庭の使用量が今月は40m³、2ヶ月は45m³のように階層が分かれることがありますので、一つの目安として参考に見ていただきたいと思います。

会 長 その他、ありますか。

委 員 資料2に関連して、17~40m³が一番多いということですが、下水道使用料は使えば使うほど料金が高くなるシステムですよね。後ろに行くほど割合が減って行くが、この割合はどこの市町村でも同じでしょうか。

事務局 自治体によって違うと思います。二宮町は大規模な事業所・店舗がない、一般家庭が多いベッドタウンの特徴が表れていると思います。逆に、人口・世帯が少ない都市であっても事業所が多い場合は有収水量の比率が変わってくると思います。

委 員 件数の割には、使用料収入があまり伸びない。

事務局 そうです。大規模な事業所・店舗等が少ないのがこの表で分かると思います。

山北町の例ですと、飲料メーカー1社で使用料が1億円上がっているとのこと。二宮町ではありませんので、全体の8割が一般家庭の汚水となりますので、そこが大きく違うかなと思います。

委 員 参考資料②ですが、使用料対象経費合計が下がってくるので、繰出金が下がってくる。その場合の維持費ですが、当然、年数が経つと修理等の維持管理費が増えてくると思うが、それも考慮されて、だいたいこれくらいで10年から20年はこんな感じですか。

事務局 維持管理費ですが、年数が経つと費用が増えていくイメージがあると思います。

今回、この資料で平成24年から26、27年にかけて、金額が大きくなっている要因は、町が整備した下水道管以外に造成した区域の移管を受けたものがあります。その管の劣化調査、修繕等の発生を見込んだものなので、ここ数年増になってい

ます。

調査、修繕を行うことにより、今、流域の処理場の一つの課題となっている地下水等の侵入水、一般的に不明水と言われるものを極力減らしていく、流入する数量全体を本来の生活排水だけにしていくことは、維持管理費の総額を減らすことになりますので、維持管理費がある一定の時に落ち着いてくることを加味して、一つの目安ですが、この表を示させていただきました。

委員 資料3で基本料金は16 m³まで現行で1,360円とありますが、これは14、15 m³でもこの金額ですか。

事務局 はい、16 m³までは定額です。

会長 聞きますが、前回も話に出ましたが、値上げする場合に1 m³単価で大口、小口、使用量に関係なく一律で値上げするのか。ある程度のところで段階をつけるのか。

変な言い方ですが、使用量の少ない家庭は老人家庭が多いとか、分かるかどうか知りませんが、負担率が少なくなるように考えるべきなのか。

大口につきましては、大企業・大型店舗、二宮高校はまだ入っていないですね。交渉をしていると思いますが、収入が多くなると一般家庭の負担率が少なくて済む考え方もある。今回の資料では一律でやっている。

事務局 会長のご質問、ご意見のお答えですが、ある程度のアップ率が分からないと、今、会長が言われた資料は作れない。

会長 資料3に基づいて、どの程度の改定率にするかにかかってくるね。

委員 今日は、①②③のどの辺がターゲットよ、というのがポイント、目的でよろしいですか。

事務局 はい。

委員 前回の9月30日では、経費回収率60%を目標に検討してもらおうということは、③で検討することではないのか。

事務局 前回、事務局として経費回収率60%をターゲットにしてきたのは、全国の類似団体の経費回収率57%強ということで、経費回収率60%との話をさせていただきました。これですと改定率を勘案した時に、パーセントとして高い改定率、負担額になりますので、その辺加味して案①から提案させていただいた3案で進めていくのか。もう少し高くてもいいのではないか。その部分を含めて最終的にご議論していただきたいので、今回、経費回収率を細かくして、ターゲットを決めていただきたい。

その上で平均改定率と表現するのですが、ターゲットを決めていただいた上で、使用料を一律に上げるものか。基本使用料を上げるか。累進部分のパーセントを上げるか。試算を何パターンか、何案を示させていただいてご議論をしていただきたいと考えています。

委員 話が早い気がします。私は上げるのがいいのか、どうか。そこを議論する必要があると思う。町の実情は聞きましたが、私自分が支払う場合に、これで本当にいい

のか、もう少し議論が必要でないか。

委員 値上げの根拠が曖昧で、三択のようなことだと、どう説明するのかになる。値上げするには、それなりに根拠を明確にしていかないと、こんないい加減な三択問題ではあるまいし、私は大いに不満です。

会長 三択で選ぶということではないです。一つの参考として前回出させていただいたということです。

委員 私は、これまで出席していて、なぜ上げるのかについては、ある程度整理ができています。経費節減しているとか質問しました。職員も減らしている、接続のお願いをしている。無駄使いしているのか、この場で確認している。

なぜ上げるか、上げなければならないかは、健全に真面目に経営している中で、維持管理費が上がっていく。参考資料②で平成 32 年まで右肩上がりが上がっていく中で、資料 1 を見ますと、上の繰入金は町の納税者からいただくお金ですね。下の使用料は個別の接続者が支払うお金です。下水に接続していない人は、使用料は支払っていない。

私の意見は、健全に真面目に経営している前提で、納税者の繰入金が平成 32 年まで増えていく場合に、私は基本的には受益者がすべて負担すべきだと思う。

但し、歴史的経過がありまして、一遍に少ない接続者で割れば高くなるので、税金で負担して普及してきた下水の歴史があります。

あとは過去を見るし、近隣市町を見るとそんなに負担させていない。税金を入れているとなれば、ここで議論するのは参考資料②と参考資料①を見て、何%になるかとの議論になる。

会長 なぜ上げるのかについては、前回の時に出て整理したと思います。要するに、一般財源がどんどん厳しくなります。その中で繰入金が増えていきます。接続していない人に一般財源の負担が掛かってきます。それでいいですか、ということで改定の話になっている。

委員 今の話は、よく分かります。しかし、3 年前に 1 度改定し、3 年毎に見直す約束ごとになっています。3 年間に行政側は何を工夫したか、二宮町役場が工夫したものと下水道組織で努力するものがある。仮に、二宮町役場は無駄使いしていない、人員を減らしている、効率的な行政をしている。それは確かに分かります。それは大した影響額にならない。

酒匂川下水道全体で、どのようなことをするのが課題だと思う。二宮町が 8 千 8 百万円、酒匂川下水道に支払っている。

その金額から考え直さないと、この下水道特別会計は永遠に値上げするようになる。いつになってもプラスにならないから、100%負担になったら大変な金額になります。私は、安易にどこに妥協点を見つけるかということ、130 円が 150 円、200 円になっても変わらない。町としては一般会計からの繰入金を無くすとなると、でも一般会計

からの繰入金は、当初から行政は覚悟した事業な訳です。一般会計からの繰入金が無ければできない事業ですから。ですから、そこで受益者負担は分かりますが、その代わり、受益者には都市計画決定したときに、土地についての受益者負担金を納めるのではないですか。

委員 私が言いました受益者負担とは特定の言葉ではなくて、一般的に使用して利益を受けている人が本来は負担するという意味です。

委員 仮に、審議会で下水道の値上げを決めたとする。その時に堂々と、こういう事情だから値上げしましたと、町民に説明できる内容ならよいが、根拠が曖昧だと説明できないこともあろうと思いますので、慎重審議して決めることが妥当だと思う。

会長 それは、その通りだと思います、慎重審議で、今日ここでいくらと決める訳ではなくて、皆さんと検討していただく資料を今回出しました。

委員 私、参考資料に変更があった、これから本題に入るのかと思った。

委員 今のご意見に反対する訳ではないですが、私たちは今までのステップの中で、まずは値上げする状況かどうかの議論をある程度してきました。

経費の流れもどうなっているか。私は説明できなくても、事務局なり議会に出す方は説明できなければならないと思う。その前提で、このままでは繰入金が多くなる。ある意味で増税をするかとの話になる。

ハッキリ言いまして、1人減らしたりする経費節減では、とても追いつきません。そんなレベルではありません。4億から4億5千万円になれば、7、8人を減らさなければならない。そんなことはできない。

受益を受ける人、サービスを受けている人が、対価を支払ってもらう。たまたま公共下水ということで、税金を入れて普及が進むようにしている。

経営が合理的に行われている前提であれば、どこから収入をもってくるか。納税者か、接続している人か。どちらかしかない。

委員 それは分かりますが、結論を出すのにどこが妥当か。上水100%でしょうが。

委員 それも先ほど言いましたように、歴史的経過がありますので、一気に100%はないですよ。他の市町を見たときに、他が100%であれば二宮町も100%と言えるが、他が100%でないのに二宮が100%とは言えない。今日的な現状、歴史的経過を踏まえた提案をしていただきたい。

但し、本来どうあるべきか知っていただく内容だと思う。

委員 実際、酒匂川流域下水道が今後ますます人口が減少していく、今53万人。平成34年に2万3千人、平成42年に5万7千人減っていくことが推測されている。その時に、現在20何億円掛かっている酒匂川流域下水道の維持管理費が、町民の個々の負担がもっと高くなる。

委員 人口が減れば負担が増えます。その負担ができなければ、このように繰出金を入れるなり。サービスなり、施設建設なり、修繕が、お金が無いのでできなくなる。

委員 今後、下水道は仮に平成 35 年に二宮町の下水道の面整備が 100%終わっても、その後、修繕・維持管理が掛かってくる。そうすると、100%町民が下水道に接続しても、それでも、利用料金の単価は下がらない、私は上がっていくと思っています。

二宮町が平成 42 年に、町民にいくらの負担を求めるのか。推計が必要ではないか、現状ではなくて。

会計を健全に行う、あなたの言われた 100%の経費負担を町民に求めるなら、平成 42 年に、町民一人当たりいくらの負担を求めることが想定されますか。

委員 今のお話の中で、私は、本来は 100%の経費負担ですと言いましたが、それを町民に求めるとは、意見は言ってはいません。現実的には歴史的経過もありますし、近隣市町もあり 100%の経費負担とは言っていません。

会長 お二人のだけの議論でありませぬので。

気を付けてもらいたいのは、将来の 30、40 年後のことを、この場で回答できますか。人口・普及率・管の傷み具合等が違うので、それをここで議論しても何になりますか。

今まで議論してきたのは、二宮町の財政が下水道事業を始めた時点よりも、厳しくなっている。その中で、今後、事業を進めて行くためには経費が掛かります。町からの繰入金をどんどん増やしてもいいですか。少しでも利用している方に相応の負担をしていただきましょう。100%の負担とは誰も言っていない。それ相応のある程度の値上げをして、一般会計の繰入金を少しでも減らしていきたい。

一般会計の少ない財源が益々少なくなっていくので、一般会計 80 億円だったものが 70 億円になると言われている、国からの補助金も少なくなっている現状です。

しかし、下水道事業はしっかりやっていかなければならないが、現状の金額では、できないでしょう。だから、ある程度の負担をしていただかないと、いけないのではないか。これまでの議論だったと思う。

ですので、ただそれを経費回収率 60%、150 円にするのか、もっと負担を軽くするのかの議論をしていただきたい。

3 年毎の見直しは、あの時の負担率をできるだけ、上げないようにしようということで、3 年毎に少しずつ見直しすることで、町民に感情的なものが少しでもなくなるのではないかと、との考え方で 3 年毎の見直しにしました。これは、次の答申に入れるかどうかは皆さんの意見を聞いて決めたい。永久に 3 年毎の見直しではないことはご理解いただきたい。現実的なものの中で議論をしていただきたい。

委員 今日の話は、提案されている 3 つの金額からどれかを選ぶということですか。

会長 3 つから選ばなくていいです。別に、これは前回出しただけで。だから、3 つだけでは検討できないので、1%ずつの資料を出させていただいた。どの辺までが負担していただけるかな、それを説明するのはどのような説明ができるか。

一般会計の財源が厳しくなるだけですから、繰入金を少しでも使用料の中から回

収して繰入金を少なくする。

ですから、そのような議論をしていただいで、これぐらいなら良いのではないか。この資料の中から検討していただいで、次回、その次に決めていただくための今回の資料です。

上げるといふことで、町民の皆さんに少しでもご理解いただけるように審議をしていきたい。私たちが決める訳ではありません。最終的には議会が決定して決めるものですから、その前提として審議会は、どう町民の皆さんに、ご理解していただけるかを一生懸命審議したい。

今日ここで、150 円にしよう、130 円にしようとする訳ではありません。

委員 単価について 150 円がいいのか、130 円がいいのか。これだ、という正しい金額はないと思います。1 回目の資料で使用料単価が二宮町 108 円。まあ、町民や議会の理解は、この近傍に近い金額でないとう理解されないと思う。

委員 家計簿レベルの話で申し訳ないが、例えば、2 ヶ月で③だと 600 円、700 円位上がるとのこと、生活が困るかと言われると、そんなに変わらないと思います。

何が一番大変かというとう、まとまった受益者負担金を納めたあとで、接続の工事費がさらにまとまった金額が必要になる。せつかく、家の前まで下水道が来ていても自分の家から繋げない。お金の負担を考えると先送りしてしまう家庭が、私の友人とか、近所の井戸端会議で多いです。家の前まで下水道が来ていても、家から繋げないのが主婦レベルの現状だとう思います。下水道使用料が 2 ヶ月何百円か上がるとのこと、絶対に生活が困る家庭が何件あるか、そんなに深刻なことではないとう思います、せつかく工事しても繋ぐ工事費が 1、2 万円の金額ではないので、そこを何かもっと楽に繋げる方法の案を出していただいたら、前向きに考えられるのではないか。それがあれば、もっと使用者から集めるお金が増えるのではないかとう思います。

委員 それに関連して、今の市民感情は、細かいところで表れています。例えば、下水道使用量、資料 2 を見ますと、0~16 m³ (16 m³)、17~40 m³ (23 m³)、41~60 m³ (19 m³) 61~80 m³ (19 m³)、81~100 m³ (19 m³)、101~200 m³、201~1000 m³、201~1000 m³、このような段階で、たまたま話を聞きますと 16 m³未満ギリギリだったら水道料金は良かった。17 になると、不満が出る。たった 1 m³増えただけで金額が上がる。金額等を見ますと、使う量が増えると等差級数的に値段が上がる。1 m³増えると値段が上がる。そのような気持が審議の内容に絡んでくると思う。私が聞いた話にはそういうこともありました。

会長 委員が言われた接続率が上がれば収入が増えますね。収入が増えれば負担が減りますね。その努力をしてください。臨時職に接続の勧奨をお願いしてありますね。やってもらっていますよね。

使用料が毎月 200、300 円増えるよりも、1 回の接続工事費 5 万、10 万円を出すお

金が大変で、接続がしたくてもできないとのお話です。今までの補助対象のやり方とか、現状の説明をお願いします。

事務局 町の公共下水道への接続の補助制度には2種類ありまして、一つは下水道が使えるようになってからの年数によって、早く繋いでいただいた方、1年目に接続した方には接続工事費の10%を奨励金として交付させていただいています。2、3年目7%、4、5年目で3.5%、6年目以降1.8%の額を、4万円を限度に交付させていただいています。

もう一つは、接続費工事額が10万円以上から60万円限度としまして、例えば、20万円工事に掛かったとしますと、融資のあっせんということで、町内の金融機関から20万円借りていただきます。元金は毎月少しずつ返済していただき、利息は町で負担させていただくという補助制度があります。

今、会長が言われました負担率を見直したらどうか、委員の話でそこを変えたら接続する人がもう少し増えるのではないかと、とのご意見だと思います。予算に関わることでありますので、今後、検討させていただきます。

委員 もっと分かり易く町民にアピールするようにしたら、浸透してないと思います。

会長 浸透してないのは、確かだと思います。「議会だより」でも「広報にのみや」でも町民の何パーセントが読んでいますか、非常に少ない。どうやって正しい情報をアピールするか、別の方法で検討する必要があるのではないかと。

委員 私の周りでは、詳しく知っている主婦があまりいないと思います。

委員 私が下水道運営審議会の委員に応募したのは、そこなんです。町内会の会合に出ても、最近下水道の話は残念ながら全くでない。そういう意味で、委員になりましたので、何か人が集まった時に、そういう話をしたいと応募しましたので。

工事をやる時に回覧等を回していると思いますが、それ以上が少し欠けているのではないかと。

委員 それは、私は、最初から委員をやっていて、最初の頃、地区の代表でしたが、地区へ必ず報告書を回しましたが、でも報告書を回しても行き渡らない。受益者負担金等に対する優遇処置等を、皆さんにピーアールをしたがダメでした。それで、自分の立場として支払う段階になって、これはなんですかということになる。広報等を読んでいけば、分かるはずですが、要するに、広報が読まれていない。広報を皆さんがしっかり読むようになってから、やらないと無駄になる。

委員 それは難しいと思いますが、現実には今どんな形で接続についてピーアールをやっているか。

事務局 下水道整備すれば、今、議論していただいている、使用料が掛かったり、受益者負担金を納めていただかねばならないので、初めて整備に入る地域には、1回だけですが、地元説明会をさせていただいています。それから、工事前の調査、工事、受益者負担金、使用料等について、事柄ごとに回覧と広報、ホームページへの掲載

により、お知らせさせていただいています。

委員 やるべきことはやっていることだと思いますが、それでも、なかなか実が上がらないとなると、次にどんな方法がありますか、考えていかなければいけない。

それとも、個別に歩いて、個別に説明して必要な情報を提供していく必要があるのではないか。それでも、お金等の関係で、なかなか向いてくれないかも知れない。

会長 前回の要望のときに、普及員による下水道の普及率を上げることを要望しました。その普及の状況はどうなっていますか。

事務局 今、町内の供用開始区域の未接続世帯の世帯を個別にあたっています。ここで1周まわりして、1,329 件の未接続世帯に勧奨しております。その内、接続して世帯が156 件、無断接続9 件ありました。無断接続は工事店が潰れて手続きがされていなかった。悪意のあるものではありませんでした。

町に支援する二つの制度がありますと説明するのですが、家計が厳しいのでローンは一切したくないという、ご家庭が多いです。奨励金についても、少ないので皆さん、なかなか接続していただけないのが実態です。

会長 私が聞いているのは、もう歳で跡継ぎもいない。今更、お金をかけたくないという人もいる。

委員 家を建て直すときは、まだ、下水道が整備されていなかったのので、合併浄化槽を入れて建てた。その後、何年も経たないうちに下水道が整備された。すぐに下水道に繋いでくださいと言われても無理ですよ。これから整備されるところはそういうことが出ないようにできないかと思います。

事務局 回答になるか分かりませんが、一般的に家を建てる時に不動産業者に相談すると、業者が道路、下水道等の調査にまわります。下水道が通ってない場所については、通常予算で工事をやっていると2、3年後、来年です、と言えるところは、答えられる範囲でだいたいの見込みをお話しさせていただいています。家を建てられる方の時期が優先ですので仕方がないのかな。

会長 審議会で決めることはできないので、接続ができない世帯について、どういう制度を設ければ接続して貰えるのか。現行でいいのか、見直すのか検討してもらうのも一つなのかなと思います。

事務局 今後、検討させていただきます。

委員 会長、料金改定の場合に、今までこのように役場側から具体的な金額でなく、審議会选择方法をとってきたのか。それとも、役場側が150 円にして欲しい、140 円が妥当だと複数の案を示してその中から審議会选择方法をとってきたのか。

今、下水料金は2ヶ月に1回徴収しています。40 m³が多いということですが、1ヶ月毎にやれば20 m³です。半分ですから、二宮町は累進制をとっているのだから40 m³でなくて20 m³で請求された方が安いですよ。

事務局 違います。今、言われたのは2ヶ月40 m³ということは、1ヶ月20 m³になります。

使用料の単価については2分の1ずつで1 m³の階層が組まれます。

委員 40 m³半分の毎月20 m³の徴収と40 m³と金額は同じですか。

事務局 毎月、毎月20 m³使って支払うものと、2ヶ月40 m³で支払うとは消費税の端数を除いて同じです。

委員 1ヶ月毎の請求と2ヶ月毎の請求にした場合。

委員 私、料金に居ますので言いますが、40 m³2ヶ月は20 m³1ヶ月分を2ヶ月分で貰っている。40 m³が高いことはありません。20 m³の単価を2回貰っている。

会長 一つ目の改定額の前の決め方ですが、町から同じような資料は出させました。しかし、決めたのは審議会です。町からこれ位にしてくださいとの案もありました。それはあんまりだということで、その通りした訳ではありません。審議会で決めました。町が提出したものを鵜呑みにして決めたものではありません。それだけは、ハッキリ言えます。

委員 前回の決め方があって、妥当な線で、委員で最初は10%台だったと思うが、最終的に8%に落ち着いた。私も感じていたが根拠ないです。最終的には皆さん納得していただけるのではないかと、感情で決めさせていただいた。

今回も多分、どこが終着点か役場で回収率が決まっていれば、段階的にやっていけばよい。でも、町からは言えないし、誰も分からないのであれば、町がすごく困っていて協力しなければならないのであれば、私たちが感情的に支払える金額を、近隣等を見回して、妥当な金額を決めるしかないのかと思います。

委員 先ほどの59%ですが、インターネットで見ましたが平成15年の全国の平均の回収率が60.8%でした。それに近い数字で、今回たたき台にして欲しいということだと思います。

この表ですが資本費が分かりにくいですが、過去に下水を整備した時の借金ですよ。借金がこれだけあるのを資本費が表わしている、借金をこのままにしているのか。少しでも使用料を増やして借金を減らしたいのが町の考えだと思う。借金を増やしているのかの議論も必要だと思う。

会長 先ほど委員が言われたように、最初に町の提案は20%、25%との提案がありました。いきなりそこまで負担をもっていけない、審議会で賛否をとって10%と言う委員もいました。

パーセンテージは一つマジックになります。100円の10%は10円です。10円の10%は1円です。要するに、1円上げるか10円上げるか、金額の方がより分かり易いのではないかと。

ですから、10%は、1,000円の10%は100円です。同じ10%です、100円上げさせてくださいと言うのか。100円の10%は10円、10円上げさせてくださいと言うのか、パーセントでなくて金額的に、どの辺が負担していただけるかを議論していただいた方がいいのかと個人的な考え方です。前回の審議の後に思いました。

あと、どうですか。

委員 未接続世帯に対する説明について意見が出ましたが、浄化槽の場合の費用だとか、単に、使用者が便利になるだけでなく公共用水に貢献することになるので、地道にやるしかないのかと思います。多分、「広報にのみや」は読まないですよ。今の人は字を読まないから。

会長 やはり、自分がその問題にぶつかった時に初めて関心を持つので、それ以外は、どんな資料をもらっても聞いても右から左です。

ただ、そこをどうするかが問題だと思います。次回、ご意見があれば聞かさせていただきたい。宜しくお願いします。

委員 広報関係が見られていないことですが、町のピーアールは十分行われていると思います。現に私の地区には、これから工事をしますという回覧が3、4回ってきています。事務方は一生懸命やってくれていると思います。

それから、接続すると料金が2倍になるという話があります。2倍になるのでは接続しないという話になる。

委員 現実問題として、一般的な平均的な浄化槽維持管理費と接続した時の下水道使用料とはどの位、差が出てきますか、使用量によって違うと思いますが。

事務局 法定点検など適正な管理をした場合に、浄化槽の維持管理費より使用料の方が安くなりますという説明はしていますが、下水道使用料が高いというイメージと、皆さん浄化槽を適正に管理していると言われますが、実際にはどこかを抜かして管理しているので安く感じているのではないかと思います。

委員 具体的な数字を上げての説明はしないのですか。

事務局 使用量によっても、違いますが一般的に適正に管理した場合は、浄化槽維持管理に大体4万円。約6千円使用料の方が安いと説明していますが、使用料が高いというイメージと実際、適正に管理されていないため、使用料が高いと言われます。

実際に職員が訪問していますが、その中で、この前来てもらったようだけど、と電話を受けて、浄化槽の点検もあまりしないし、維持管理費は掛からない。本来しなければならないことをしていない人もいるので、自然環境を良くするのが下水道の本来の目的であることを含めてアピールさせていただいております。

実際に工事が終わると3月に下水道が使用できますというチラシを地区に投函させていただいています。地道な活動しかできないが接続率を上げる努力をしています。それに伴い維持管理費が若干増になるかもしれません。

基本は接続率100%。それにしても賄えるかどうかというところがあります。使用料の対象経費である資本費、借入金の返済。これは元金については、一般企業の設備投資した場合の減価償却に当たる考え方もあります。整備したものを適正に使用していただいて、環境を良くして、その中で接続率を伸ばしていくことと、皆さんに負担していただいて、もちろん、こちらを経費を削減していく。

ただいきなり、100%で法外な料金設定はできないということで、国が一つの基準として150円程度を目指して改定をなささいということで、案①としては150円を示させていただいています。全国の類似団体の平均とか、全国平均とかの中で、これが3つでどうでしょうか。三択で選んでいただくのではなくて、目安として検討していただければということで示させていただいています。

会 長 ご意見も出尽くしたと思いますので、今日は閉会にしたいと思います。次回は、今回の資料、説明、ご意見等に基づいて、どの辺ですべきなのか、のお考えをお聞かせ願いたい。

事務局 次回に会議は12月19日、12月20日にしたいと思いますがどうでしょうか。

会 長 12月20日（火）午後2時にやりたいと思います。予定を入れてください。

事務局 今日の審議の中では、経費回収率が決まらなかったのもので、次回の資料について仮に3つのパターンを出させていただいていますので、3つのパターンで考えた場合でよろしいですか。

会 長 どんな資料ですか。

事務局 改定の方法で、一律なのか、基本料金と超過料金の改定率を変える場合とか、パターンをいくつか示すことができると思いますが、一つ決まれば一つについて何パターンか示させていただくことができるのですが、今日は決まっていませんので、今まで示させていただいた3つのパターンの中で取合えず作るしかできない。

会 長 1%刻みの資料でなくて、①②③で作る。

委 員 たたき台として、それで良いのではないか。

事務局 ①②③で資料を作り、事前にお配りしたいと思います。

会 長 これをもちまして審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。